

議案第13号

かごしま応援寄附金基金条例の一部を改正する条例制定の件

かごしま応援寄附金基金条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年2月提出

鹿児島県知事 塩田康一

かごしま応援寄附金基金条例の一部を改正する条例

かごしま応援寄附金基金条例（平成21年鹿児島県条例第1号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

鹿児島県ふるさと納税基金条例

第1条中「郷土・鹿児島」を「鹿児島」に改め、「寄附されたかごしま応援寄附金」の次に「（地方税法（昭和25年法律第226号）第37条の2第1項第1号に掲げる寄附金をいう。以下同じ。）及び企業版ふるさと納税（地域再生法（平成17年法律第24号）第13条の3に規定する寄附をいう。以下同じ。）」を加え、「これ」を「これら」に、「ふるさと鹿児島づくり」を「鹿児島づくり」に、「かごしま応援寄附金基金」を「鹿児島県ふるさと納税基金」に改める。

第2条中「かごしま応援寄附金」の次に「及び企業版ふるさと納税」を加え、「知事が」を「一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で」に改める。

第5条中「一般会計歳入歳出予算」を「予算」に改める。

第6条を次のように改める。

（処分）

第6条 基金は、第1条に規定する基金の設置の目的を達成するため知事が必要と認める事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

企業版ふるさと納税を基金の財源に充てる等のため、所要の改正をしようとするものである。